

不妊治療をご希望される方へ

当院では、ご夫婦が不妊治療をご希望される場合に、生まれてくる子の法的地位の安定のため、それぞれ別の方との婚姻関係がないこと、夫婦として双方が不妊治療にのぞむ意志があることを確認させていただいております。

不妊治療を行う場合には、治療周期開始前までに、発行後 3 カ月以内の戸籍謄本、婚姻に関する同意書を当院に提出していただきます。

初診の際に提出できない場合は、初診の次の受診の際に提出してください。

提出がない場合、治療を行うことはできませんのでご了承ください。

ゆう ART クリニック